

# 丸亀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年4月1日

丸亀市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

平成28年4月1日、農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が施行されました。その中で、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置付けられました。

丸亀市においては、都市化された平地から中山間部、島しょ部と多様な地域が存在し、それぞれの地域によって農地の利用状況が異なっています。農家1戸当たりの平均耕地面積が全国平均の半分以下で、小規模経営の農家が大部分を占めていますが、温暖少雨の瀬戸内式気候、自然災害が少ないなどの立地条件を生かして、米麦中心から野菜、果樹、施設園芸などを組合せた複合経営、集約的な農業経営への転換が進んできています。今後は、農地と、農業用水路や農道などの農業用施設を守りながら、農業振興を図る必要があります。また、農業従事者を確保するため、農業法人や認定農家のほか、兼業農家など小規模経営農家にも支援を行い、多様な担い手を育成し、農地の集積・集約化を図っていくことが、遊休農地の発生防止につながるものと考えます。

しかしながら、本県特有のため池を中心とする複雑な水利慣行や、比較的平地が多く幹線道路や点在する住宅も多いこと等から、基盤整備事業が進んでおらず、大型農業機械の進入が困難な農地もあり、農地の集積・集約化を難しくしているのが現状です。

このような状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があります。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、丸亀市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定めます。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する香川県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する丸亀市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとします。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和6年3月)	2,590ha	11ha	0.4%
3年後の目標(令和9年3月)	2,530ha	8ha	0.3%
最終目標 (令和13年3月)	2,450ha	4ha	0.2%

注1：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員と推進委員がチーム体制を作り、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（農地パトロール）を6月～8月を中心に市内一斉に行う。
- ② 同法第32条第1項の規定による農地所有者への個別面談を基本とする農地利用意向調査を9月、10月を中心に行う。農家の意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ③ 推進委員等は、日常的に農地パトロールを行い、担当区域内の農地利用状況の変化、農家の意向把握に努めるとともに、遊休農地発生を未然に防止する。
- ④ 耕作されていない農地（草刈り、耕起のみの管理状態）所有者への面談を行い、農地中間管理事業の活用を推進する。
- ⑤ 違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適切な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。
- ⑥ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

### 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(A/B)
現 状 (令和6年3月)	2,590ha	821ha	32%
3年後の目標(令和9年3月)	2,530ha	890ha	35%
最終目標 (令和13年3月)	2,450ha	980ha	40%

注1：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

#### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 香川県農地中間管理事業の推進に関する基本方針（平成 28 年 9 月改正）及び、丸亀市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和 4 年 3 月）に基づき、令和 12 年度末までに、担い手への農地利用集積率を 40%まで引き上げることを目標としている。

② 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

③ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

④ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地の利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

③ 農地の所有者を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（法人を含む累積）	新規参入者取得（借入）累積面積(ha)
現状（令和 6 年 3 月）	44	43
3 年後の目標（令和 9 年 3 月）	50	46
最終目標（令和 13 年 3 月）	58	50

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 年間 2 経営体（法人含む）の新規参入、1ha の取得（借入）を目標とする。

② 関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借

入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

③ 新規参入相談等への対応について

農業改良普及センター、市、JA等と連携して新規参入者の受入条件の整備を図るとともに、農業経営相談にも関わり、助言・指導を行う。

④ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人・法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

丸亀市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、丸亀市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力